



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

ファイアーウォール規制の見直しに伴う 「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する 規則』に関する考え方」の一部改正について（案）

2022年4月19日

日本証券業協会

1. 市場制度WGの報告書について

ファイアーウォール規制の改正については、金融審議会市場制度WGにて議論が行われ、昨年6月18日に公表された「金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告」において、上場会社等の非公開情報等に関する銀証ファイアーウォール規制の見直し等について以下のように提言された。

Ⅱ. 国内顧客に関する銀証ファイアーウォール規制

3. 制度見直しのあり方

(1) 基本的な考え方

(前略)

このような中、我が国資本市場の一層の機能発揮、国際金融センターとしての市場の魅力向上、顧客に対するより高度な金融サービスの提供の必要性、国内金融機関の国際競争力強化、顧客の利便性向上等の観点を踏まえつつ、ファイアーウォール規制の趣旨(顧客情報の適切な保護、利益相反管理、優越的地位の濫用防止)の実効的な確保を図る観点から、**主に投資銀行業務や大企業向け商業銀行業務に相当する部分において、情報授受に関する規制については大胆な見直しを行うことが適当であると考えられる。その際、国内外の金融機関の実務や顧客である事業法人からの指摘等を踏まえると、併せて、①顧客情報管理、②利益相反管理、③優越的地位の濫用防止の実効的な確保を図る措置をしっかりと講じる必要がある。**

(2) 情報授受に関する規制等のあり方

(省略)

(令和3年6月18日金融審議会「市場制度ワーキング・グループ第二次報告」より抜粋)

(3) 弊害防止の実効性の確保に向けた方策

①顧客情報管理

現在、法人関係情報に関する一部の規制については、証券会社にのみ適用されている規制が存在する。このような規制については、情報授受に関する規制等を緩和し、銀行が投資銀行業務と大企業向け商業銀行業務を行う場合には、欧米金融機関における規制の適用関係と同様に、登録金融機関としての銀行に対しても証券会社と同様の規制を課すことが適当である。具体的には、金融機関及びその役職員における法人関係情報に基づく有価証券の自己売買等の禁止規定については、現在、証券会社にしか規制が課せられておらず、登録金融機関としての銀行に対しても同様の規制を課すことが適当である。

また、顧客情報管理の実効性を確保する観点から、欧米の規制・実務も踏まえながら、法人関係情報管理におけるチャイニーズウォール構築やその具体的な方法、ウォールクロスを行う際の体制整備のあり方のほか、法人関係情報以外の顧客情報も含めた“Need to know原則”に基づく情報管理の徹底の必要性等、監督指針等において具体的に示していくことが適当である。

(令和3年6月18日金融審議会「市場制度ワーキング・グループ第二次報告」より抜粋)

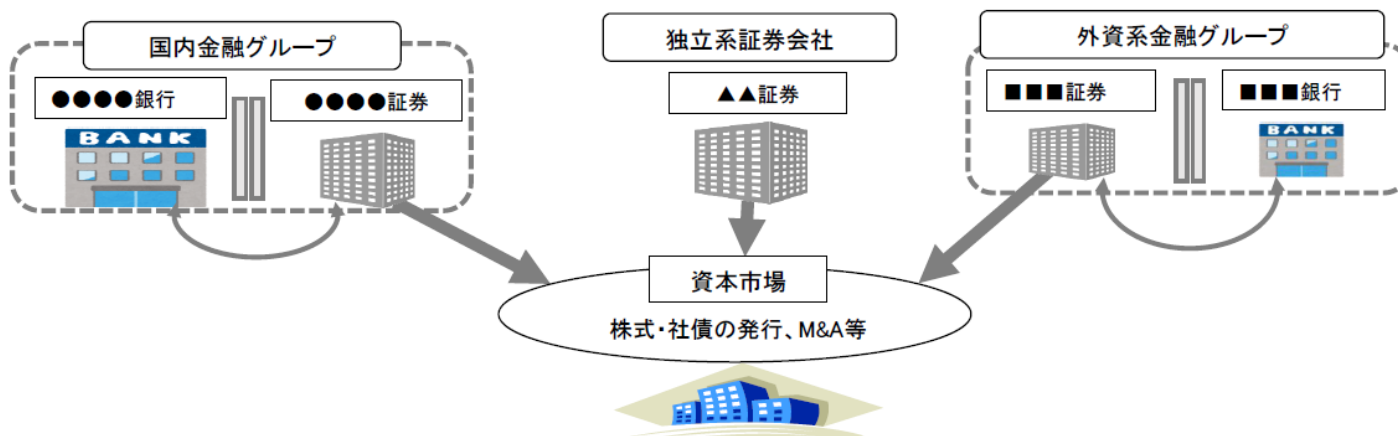
1. 市場制度WGの報告書について

銀証ファイアーウォール規制の見直し

- 顧客へのより高度なサービス提供、国際競争力向上等の観点から、上場企業等^(注1)について抜本的に規制を見直し
- 併せて、顧客情報の適切な保護、優越的地位の濫用防止等の観点から、情報管理規制等を見直し

※銀証ファイアーウォール規制:金融グループ内の銀証間で、顧客の非公開情報を同意なく共有することを禁止する規制

<証券会社の顧客サービスと情報共有(イメージ)>



規制の見直し

- 上場企業等の顧客情報をグループ内銀証で共有する場合、事前同意不要
※企業からの「停止の求め」には対応必要
- 同意取得の場合もデジタル化可
- ホームページルール^(注2)の撤廃

弊害防止措置の実効性強化

- 顧客情報管理: 銀行に証券会社と同等の規制
(法人関係情報に係る行為規制)
- 利益相反管理: グローバルスタンダードを踏まえた実務の高度化
- 優越的地位の濫用防止: 当局によるモニタリングの強化
(公取委との連携等)

(注1) 中堅・中小企業については、優越的地位の濫用を受けやすい立場にあることを踏まえ、引き続き検討

(注2) 銀行・証券会社の兼職者について、いずれか一方の非公開情報にしかアクセスできない等の規制

(令和3年6月18日金融審議会「市場制度ワーキング・グループ第二次報告」概要資料)

2. 法人関係情報管理規則と考え方の改正方針

I. 「法人関係情報管理規則」と「規則に関する考え方」の位置づけ

協会員における法人関係情報の 管理態勢の整備に関する規則	協会員における法人関係情報の 管理態勢の整備に関する規則に関する考え方
協会員が業務上取得する法人関係情報に関して、その情報を利用した不公正取引を防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備を図ることを目的として、平成22年4月20日制定	協会員における法人関係情報の管理態勢等の整備に資するため、「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の運用等に当たっての留意事項や具体例を示すため、平成25年4月16日制定

II. 「法人関係情報管理規則」と「規則に関する考え方」の改正の方針

1. 「法人関係情報管理規則」は改正を行わない

今回の法令及び監督指針改正の内容を法人関係情報管理規則に照らしてみると、規則を改正しなければ協会員の対応が困難となる事項は含まれておらず、現行の規則の範囲に包含されていると考えられるため、規則の改正は行わず、「規則に関する考え方」の改正により対応する。

2. 「規則に関する考え方」は、監督指針の改正内容を踏まえ改正する

「規則に関する考え方」の中では、これまでも具体例等も示してきたことから、今般の監督指針の改正により規定された内容を盛り込む改正を行うこととし、所管WGである「内部者取引に関する内部管理態勢等検討WG」において、「規則に関する考え方」の改正内容の検討を行った。

3. 監督指針と規則の考え方の主な改正案の内容について

監督指針の主な改正案の内容

規則に関する考え方の主な改正案の内容

“Need to Know 原則”に基づく情報管理

Ⅲ－２－４ 顧客等に関する情報管理態勢

（１）顧客等に関する情報管理態勢に係る留意事項

- 「Need to Know 原則」について、顧客等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則と定義
- 顧客等に関する情報の取扱基準について、当該取扱基準が、顧客等に関する情報に関し、金融商品取引業者の社内若しくは社外、又は社内の同一の部門内若しくは異なる部門間、いずれの共有についても、Need to Know原則を踏まえたものとなっている旨を規定
- 顧客等に関する情報へのアクセス管理の徹底について、アクセス権限を有する者の範囲がNeed to Know原則を逸脱したものとなることの防止やコンプライアンス部門の関与のもと当該顧客等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる体制とする旨を規定

第４条（社内規則の制定）第２号（法人関係情報を取得した者等における情報管理手続に関する事項）

- 取得した情報の管理手続としては、「Need to Know原則」を踏まえる旨、「Need to Know原則」とは、顧客等に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという原則を指し、欧米においては顧客等に関する非公開情報を共有する範囲の管理について規制及び実務において採られている考え方である旨を記載
- 米国証券取引委員会（SEC）が公表したスタッフレポートでは、同原則の具体的な運用について以下のとおり述べられていることを例示
 - ✓ ほとんどのブローカー・ディーラーでは、機密情報を知る必要（Need to Know）がない限り、他のパブリックサイドやプライベートサイドの社員と機密情報について協議しないよう定めた文書化された方針を作成している。

3. 監督指針と規則の考え方の主な改正案の内容について

監督指針の主な改正案の内容		規則に関する考え方の主な改正案の内容
Ⅲ－２－４ 顧客等に関する情報管理態勢 (１) 顧客等に関する情報管理態勢に係る留意事項		✓ 基本的に、M&A及び資本市場取引に関する情報は、利益相反の懸念とMNPI（重要未公開情報）が拡散することを制限するために、通常、ディールチームのメンバーに限定されている。 第４条（社内規則の制定）第４号（法人関係情報の伝達手続に関する事項）、第６号（禁止行為に関する事項） 法人関係情報は、「Need to Know原則」を踏まえ、業務上必要な場合において所定の手続に則るときを除き、社内又は社外のいずれにも伝達を行ってはならない旨を記載

3. 監督指針と規則の考え方の主な改正案の内容について

監督指針の主な改正案の内容	規則に関する考え方の主な改正案の内容
法人関係情報を利用した不公正取引の防止に係る情報管理	
Ⅲ－２－４ 顧客等に関する情報管理態勢 （３）法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る留意事項 • プライベート部門とパブリック部門との間に、チャイニーズウォールを設ける等、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引を防止するための適切な措置を講じる旨を規定 • チャイニーズウォールの「組織上の障壁」としては、例えば、部門やレポーティングラインの分離、役職員の兼職の制限等の措置を講じることが、「物理上の障壁」としては、例えば、法人関係情報を管理する部署への入出制限や文書管理等の措置を講じることが、「システム上の障壁」としては、例えば、法人関係情報へのアクセス権限の管理等の措置を講じることが考えられる旨を規定	第6条（法人関係情報の管理） • 社内又は金融グループ内の他社の部門を問わず、法人関係情報が業務上不必要な部門に伝わらないように管理するために、協会員は、組織上の障壁、物理上の障壁、システム上の障壁等を設けることが考えられる旨を記載 • 組織上の障壁としては、例えば部門やレポーティングラインの分離、役職員の兼職の制限等の措置を行うこと、物理上の障壁としては、法人関係部門について、自社の社内組織や法人関係情報の取得の頻度等を勘案し、例えば、法人関係部門の設置場所、レイアウト、入出制限（施錠管理等）及び文書管理等を考慮すること、システム上の障壁としては、例えば法人関係情報へのアクセス権限の管理等の措置を行うことが考えられる旨を記載 • 法人関係情報に加えて、規則第2条第1号に関する「規則の考え方」で示した「関連情報」についても、規則第6条に関する「規則の考え方」に準じて取り扱うことが考えられる旨を記載

3. 監督指針と規則の考え方の主な改正案の内容について

監督指針の主な改正案の内容	規則に関する考え方の主な改正案の内容
Ⅲ－２－４ 顧客等に関する情報管理態勢 （３）法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引の防止に係る留意事項 - 経営管理上の必要性から役員等に法人関係情報へのアクセスを認めている場合、当該役員等による法人関係情報の漏えいや不正利用を実効的に防止する観点から必要となる措置が講じる旨を規定 - 例外的にウォールクロスを行う場合、情報共有を行った各部門の役職員の氏名、日付、関連銘柄等を記録し、コンプライアンス部門の事前承認を要する等の、法人関係情報の不正利用を実効的に防止する観点から必要となる手続を具体的に定める旨を規定 - 役職員及びその関係者による、有価証券の売買その他の取引等に係る社内規則に従い事前承認等の手続きを要することとした取引については、コンプライアンス部門による適切な関与を行わせる等する旨を規定	第２条（定義） 経営管理上の必要性から役員等に法人関係情報へのアクセスを認めている場合（いわゆるAbove the Wall）、当該役員等に関しても、必要に応じて定義し、社内規則に規定すべき事項について必要な取扱いを定めることが考えられる旨を記載 従来より対応済み

3. 監督指針と規則の考え方の主な改正案の内容について

監督指針の主な改正案の内容		規則に関する考え方の主な改正案の内容
「金融グループに所属する場合」の情報管理		
Ⅲ－２－４ 顧客等に関する情報管理態勢 （１）顧客等に関する情報管理態勢に係る留意事項	- 内部管理体制整備のため、金融グループ内の他の金融機関（持株会社を含む。）との連携を行う旨を規定 - 監査業務が金融グループ全体で統一に行われている場合、グループ内の他の金融機関（持株会社を含む。）の内部監査部門等との連携が図られている旨を規定	第１条（目的）、第２条（定義）、第４条（社内規則の制定）、第６条（法人関係情報の管理） - 自社が所属する金融グループ内の他社から取得する法人関係情報についても、当該他社との業務上の連携の状況に応じて管理態勢を整備し、社内規則や手続の制定、モニタリング等を行う旨を記載 第１条（目的） - 協会員が金融グループに所属する場合は、グループ全体の業務の適切性の確保の観点から、金融グループの一体的な管理が行えるよう、グループ内各社との連携を図るように留意する旨を記載 第４条（社内規則の制定） 柱書 - 協会員が金融グループに所属する場合は、自社の社内規則が金融グループ内の他社における社内規則と矛盾せず、適切な連携が図れるものとなっているか、法人関係情報の管理が適切に行える状況となっているか等に留意する旨を記載

3. 監督指針と規則の考え方の主な改正案の内容について

監督指針の主な改正案の内容		規則に関する考え方の主な改正案の内容
Ⅲ－２－４ 顧客等に関する情報管理態勢 （１）顧客等に関する情報管理態勢に係る留意事項		第４条（社内規則の制定）柱書 - 協会員が金融グループ内の他社から顧客に関する非公開情報を取得した場合において、当該情報が上場会社等の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと考えられるときは、協会員は当該情報を法人関係情報として管理する必要があることに留意する旨を記載 第４条（社内規則の制定）第５号（法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項） - 協会員が所属する金融グループにおいて法人関係情報を含む情報共有がなされている場合には、法人関係情報の消滅又は抹消について情報を得た際に、必要に応じてグループ内で情報共有を行うことが考えられる旨を記載

3. 監督指針と規則の考え方の主な改正案の内容について

監督指針の主な改正案の内容		規則に関する考え方の主な改正案の内容
「国際的に活動する金融グループに属している場合」の情報管理		
Ⅲ－２－４ 顧客等に関する情報管理態勢 (３) 法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不正な取引の防止に係る留意事項	金融商品取引業者が海外営業拠点を有している場合や国際的に活動する金融グループに属している場合、法人関係情報の管理について、例えば国内だけでなく、グローバルのグループベースで組織的・一元的な方針、手続き、システム等による管理を行うなど、各国法規制を遵守しつつ、グローバルに提供される業務の内容・規模等にふさわしい水準の適切な管理態勢が確立されている旨を規定	第１条（目的） - 協会員が国際的に活動する金融グループに属している場合は、例えば、グローバルのグループベースで組織的な方針、手続きを定めたうえで、各国法規制を遵守しつつ、業務の内容・規模等を踏まえて適切な管理を行うこと等が考えられる旨を記載 第４条（社内規則の制定） 柱書 - 協会員が国際的に活動する金融グループに属している場合は、各国法規制を遵守しつつ、自社の社内規則が金融グループ内の他社における社内規則と矛盾せず、適切な連携が図れるものとなっているか、法人関係情報の管理が適切に行える状況となっているか等に留意する旨を記載

上記の他、監督指針の内容を踏まえ、所要の改正を行う。

なお、「金融商品取引業等に関する内閣府令」及び各種監督指針の改正案に対するパブリックコメントの結果はまだ公表されていないため、その結果によっては、今後修正の可能性がある。

4. 改正スケジュールについて

	2021年度				2022年度		
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
金融庁	府令・監督指針 意見募集 (12/24~1/23)						府令・監督指針の施行（予定）
日証協			内部管理態勢WG において検討		自主規制会議 等で審議	規則の「考え方」 意見募集 (4/19~5/18)	
							自主規制会議 等で審議
							規則改正 (6月中旬予定)

※パブリック・コメントにおいて特段の意見が寄せられなかった場合には、自主規制会議における改めでの審議は行わず、同会議議長一任事項として原案通り規則の改正を行うこととする。